

平成23年度第2回東京都税制調査会
議事録

日時 平成23年11月15日(火) 午前10時～
場所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成23年度第2回東京都税制調査会

平成23年11月15日（火）10:02～11:47

都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【会長】 おはようございます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただ今から平成23年度第2回東京都税制調査会を開催いたします。

今年度は、3年間にわたる議論の集大成として答申を取りまとめる年度でございます。本年6月に第1回総会を開催し、分権と環境の視点に新たに震災復興・防災都市づくりと税制を加えた3つの視点から議論を行うこととさせていただきました。

その後、小委員会におきまして6回、いろいろなことで議論を重ねてまいりました。これまでの議論を取りまとめて、当調査会が提言すべき内容を答申（案）という形で提出させていただいております。本日は、この答申（案）についてご審議をお願いしたいと考えております。本日の審議を踏まえて答申（案）の修正を行った上で、ご承認いただければ、次回の調査会終了後、答申として知事へお渡ししたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、事務局を代表して主税局長に一言ご挨拶をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【主税局長】 7月16日付で主税局長を拝命いたしました新田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、ご多忙の中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃より本調査会の運営に格別のご協力、ご支援を賜っております。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。本年度第2回東京都税制調査会の開会にあたりまして、事務局を代表しまして一言ご挨拶を申し上げます。

2年前、リーマンショックを受けまして、都財政は大変な打撃を被りました。単年度で都税収入が1兆円近く減少するというような大変な状況に見舞われましたが、ようやくその後の景気低迷から脱するかと思われた矢先、世界経済について見ますと、EUにおけますソブリンリスクの深刻化、アメリカ経済におきましても、不動産市況、雇用問題など出口の見えない深刻な状況が続いております。これまでこうした中、世界経済を牽引しておりました新興国におきましても、物価上昇や格差の拡大などさまざまな懸案材料が現れてきております。なかなか先の見通しが立ちにくい、世界経済はそういう状況でございます。

そうした中、昨今、歴史的な円高水準が続くなど、いわゆる六重苦とも言われております我が国企業を取り巻く大変厳しい状況が続いている中、生産拠点の海外移転が加速の様相を呈してございまして、空洞化問題、これが非常に大きな懸念材料になってきております。都税収の基盤でございまず国内企業の経営、これが大変厳しい状況にあると思っております。

一方、都政におきましては、少子・高齢社会を支えます医療や福祉の充実、雇用・就業支援、地球温暖化対策など多くの課題が山積してございます。また、3月に発生しました東日本大震災を通して、被災地以外の地域も含め、都市の防災力の向上、地域におけるコミュニティや絆の形成、エネルギー戦略など様々な課題が顕在化してきております。こうした課題への対応に向けまして、

地方の果たす役割は、地方分権の流れとともに今後ますます増大していくと思われまゝ。そのためには、何より地方の自主財源の充実が不可欠と考えております。それを実現するための税制の抜本改革が早急に実施されなければならないと考えております。

しかしながら、政府が6月に取りまとめました社会保障・税一体改革成案では、消費税・地方消費税につきまして、2010年代半ばまでに10%引き上げるという方向は示されましたが、その具体像はいまだ示されないままでございます。今後、議論が年末にかけまして活発になってくるものと思っておりますが、未だに法人事業税の暫定措置の撤廃についても言及されていない状況がございます。

本日、議題に供されております平成23年度東京都税制調査会答申（案）は、こうした状況を見据えながら、会長、副会長を初め小委員会の委員の皆様にご多くの時間を割いていただき、ご議論をいただいたものでございまして、ここまでようやく取りまとめをいただいたものでございます。大変感謝してございます。

ご出席いただいております委員の皆様におかれましては、今期の答申の取りまとめに向け、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。

これより議事に入ります。

まず、小委員長である〇〇副会長から答申（案）について説明をお願いいたします。

【副会長】 本日ご審議いただきます答申（案）は、お手元にごございます東京都税制調査会小委員会の開催経過という資料にありますとおり、今年度6回の小委員会で議論を重ねてまいりました内容をもとに作成されたものでございます。

それでは、答申（案）の詳細につきましては事務局から説明をお願いします。

【税制調査担当部長】 私から、お手元の「平成23年度東京都税制調査会答申（案）の概要」、資料1と書いてございますが、こちらで詳細の説明をさせていただきます。

冒頭に1つお詫びがございます。委員の皆様にご事前にお送りした概要につきまして、表現を修正させていただいた部分がございます。申し訳ございませんが、どうぞ本日配付の概要をご覧ください。

では、失礼いたしまして、座って説明させていただきます。

初めに、「第I部 税制改革の視点」でございます。

ここでは、税制改革における基本的視点を5つの項目にまとめて挙げております。

「1 分権の推進」では、地域の実情に応じた公共サービスを提供するには、地方自治体の自主的・自立的な行財政運営が不可欠であり、そのために、自主財源である地方税の充実が必要としております。

「2 公共サービスに必要な財源の確保」では、公共サービスに必要な財源を中長期的に確保するために、行政の無駄の見直しとともに、景気に配慮しつつ、国民に負担増への理解を求めることが必要であるとしております。

また、「3 時代に対応した『公平』の実現」では、「(1) 少子・高齢社会に対応した税制」、「(2) 所得格差の拡大に対応した税制」、「(3) 社会経済の活力を高める税制」を実現していくことが必要であるとしております。

特に、「(1) 少子・高齢社会に対応した税制」では、働く現役世代に過度の負担を求めず、広く

国民が負担を分かち合う制度を構築すべきとしております。

「4 環境を重視した税制」では、環境重視の社会経済を構築していくために、環境負荷に応じた負担を求めることにより、その抑制を図ることが必要であるとしております。

「5 震災復興・防災都市づくりと税制」では、最も急がれる被災地の復旧・復興に向け、様々な支援や財源の議論が進んでおりますが、一方で、電力需給の問題や全国自治体における災害に強い都市づくりの推進も大きな課題であり、税制も求められる役割を果たす必要があるとしております。

次に、「第Ⅱ部 税制改革の方向性」でございます。

ここでは、税制改革の方向性について、関連する消費税、法人税及び所得税など国税の問題も含めてお示ししております。

「1 基本的考え方」では、自主財源である地方税の充実が重要であり、そのためには税収規模の大きい基幹税を国と地方で分かち合うことが適当であるとしております。

次に、「2 地方消費税・消費税」でございます。

「(1) 基本的考え方」では、地方消費税は、世代間の負担の公平を確保でき、偏在が小さく税収も安定的であり、地方の基幹税として多様な行政需要を賄うため、引き続き一般財源とすることが適当であるとしております。

恐れ入りますが1枚おめくりいただき、2ページをご覧くださいと存じます。

「(2) 税率のあり方」でございます。社会保障を初めとして地方の役割が大きくなることを踏まえつつ、自治体の広範な公共サービスを支える財源として、地方消費税の税率引上げについて具体的な議論が必要であるとしております。

(3) では、低所得者への配慮として、軽減税率、給付付き税額控除、歳出面での施策など、幅広く検討すべきとしております。

(4) では、地方消費税の清算基準は財政調整のためでなく、あくまでも税収を最終消費地に帰属させるための指標であり、昼間人口の移動も踏まえ議論すべきとしております。

(5) では、地方消費税の賦課徴収の事務を国が消費税と併せて行う現行の徴収方法は、納税者の負担の軽減や効率性等から合理的であるとしております。

「3 法人二税・法人税」でございます。

「(1) 基本的考え方」では、法人は、事業活動を行うに当たり、地方自治体から多大な公共サービスを受けており、法人二税は地方の基幹税として重要な役割を担うとしております。

「(2) 法人の実効税率のあり方」では、法人所得課税と社会保険料を合わせた法人の負担は高いこと、実効税率と国際競争力等との関係は明確でないことなどを踏まえ、実効税率引下げは慎重に検討すべきとしております。また、地方法人課税は国の政策誘導の手段になじまず、産業競争力強化等は国の責任で対応すべきとしております。

「(3) 法人二税を巡る議論」では、税収の偏在性を問題とする意見があることについて、税収だけではなく、都市の膨大な財政需要を考慮することが必要としております。また、景気変動にかかわらず安定した税収が見込まれ、地域的な偏在是正の効果もある法人事業税の外形標準課税について、中小法人の負担に引き続き配慮しつつ、拡大を図ることが適当としております。

その上で、「(4) 今後のあり方」では、国際競争力を高めるには、むしろ公共サービスを充実し、魅力豊かな都市づくりをすることが必要であり、法人に引き続き応分の負担を求めるべきとしております。

「4 個人住民税・所得税」でございます。

「(1) 基本的考え方」では、個人住民税は、地域社会の費用を広く住民が負担する地方の基幹税であるとしております。

(2) では、個人所得課税について、社会経済の活力を損なわないよう配慮しつつ、所得再分配機能を回復することが必要であるとしております。このため、高額所得者に相応の負担を求める観点から、給与所得控除に上限を設定すべきとし、金融資産所得課税のあり方も検討課題であるとしております。また、低所得者層への対応として、所得税への給付付き税額控除の導入も検討すべきであるとしております。

「5 揮発油税・軽油引取税等」でございます。

揮発油税等の暫定税率は、平成22年度の税制改正により廃止されましたが、当分の間の措置として税率水準は維持されているところでございます。環境への影響や厳しい財政状況等を勘案し、現行の税負担水準を維持すべきであるとしております。

恐れ入りますが1枚おめくりいただき、3ページをご覧くださいと存じます。

「6 地方財政調整制度」でございます。

「(1) 地方財政調整の意義」では、地方財政調整制度は、すべての国民に一定水準の公共サービスを提供するために、財政力の弱い地方自治体に必要な財源を配分するものであり、地域社会の安定を図る上で必要不可欠であるとしております。

「(2) 地方法人特別税」については、地方自治体の自主財源である法人事業税を財政調整の手段として用いたものであり、分権に逆行していること、税制の抜本的改革を速やかに行うことを前提とする措置であることから、撤廃し、法人事業税を直ちに復元すべきとしております。

「(3) 地方税と地方財政調整の関係を巡る論点」では、地域間の税收格差問題の本質的解決のためには税收のパイ拡大が必要であること、また、財政調整においては、東京の膨大な財政需要や分権の流れにも留意すべきとしております。

「(4) 地方財政調整のあり方」では、地方交付税について、一定水準の公共サービスを確実に提供できるよう、必要な財源を保障するとともに、政策誘導的な面を極力排除し、適切に機能を発揮させるべきとしております。

次に、「第Ⅲ部 温暖化対策税の検討」でございます。

「1 検討にあたって」では、温暖化対策税は、CO₂を排出する化石燃料等に課税することでCO₂の排出抑制を図る有力な政策手段の1つであり、ここでは地方の立場から考える税のあり方について検討したとしております。

「2 温暖化対策税の考え方」では、課税の趣旨として、環境負荷に相応の負担を求めることにより、環境の価値を正當に評価し、適切な利用を図る社会経済システムの構築が必要であり、温暖化対策税はその柱であるとしております。温暖化対策における地方自治体の役割、インセンティブの観点や地方分権の流れを踏まえ、税源の偏在を考慮しつつ、消費に近い段階の税を地方税としながらも、徴税コスト等を勘案し、既存の徴税機構も適宜活用することが適当としております。また、既存のエネルギー関係税と合わせた負担が油種間で炭素含有量に比例することが理想であり、燃料の種類ごとに炭素含有量に比例した税率を上乗せする手法が考えられます。ただし、揮発油、軽油については、当分の間税率による現行の負担水準を維持した上で、本則税率を超える部分を温暖化対策税に振り替えるべきとしております。

「3 電力由来のCO₂の排出抑制について」でございます。

我が国のCO₂排出量に占める電力由来の割合は高く、電力に対する課税については、電力会社への働きかけとして化石燃料に課税し電源構成の変化を促すか、消費者への働きかけとして電気に課税し電力消費の抑制を図るのか、大きく2つの考えがあるとしております。

恐れ入りますが1枚おめくりいただき、4ページをご覧くださいたいと存じます。

「4 今後に向けて」でございます。

環境問題は広域的な問題であり、国を挙げて取り組むべきものであることから、温暖化対策税は、基本的には全国ベースの地方税での導入が適当であるとしております。また、我が国の温暖化対策の全体像は、本年3月に発生した東日本大震災に伴うエネルギー政策の見直しの方向性を踏まえて整理されるものと思われませんが、速やかに十分な議論を行い、国民的な理解の下に温暖化対策を進めることが重要としております。

「5 自動車税のECO（エコ）化」では、政策減税から一歩進め、自動車税の課税標準にCO₂排出量基準を併用するなど、一層のグリーン化を図ることが適当としております。

「第IV部 震災復興・防災都市づくりと税制」でございます。

「1 東日本大震災が投げかけた課題」として2つの課題を挙げております。

「(1) 電力需給構造の転換」として、電力供給が低下する中で、電力需要の抑制が大きな課題であること、また、電力需給の改善とともに、今後想定される震災時のリスク低減、ライフライン確保の観点から、自立分散型電力供給への転換が重要としております。

次に、「(2) 防災都市づくりの推進」として、地域の特性に応じ地域が主体となつての防災都市づくり推進が必要であり、そのための効果的な施策の実施と所要財源の調達課題であるとしております。

「2 電力需給構造の転換」でございます。

「(1) 基本的考え方」では、温暖化対策の観点から見た電力需要の総量抑制は中長期の要請であるところ、震災による電力供給の減少により、当分の間のピーク需要抑制が課題になったとしております。

「(2) 電力需要のピーク抑制のための電気への課税」では、ピーク抑制が有利となる価格体系にすることが重要であるとし、方策の1つとして税制の活用を検討しております。この場合、契約電流・契約電力に対する課税などが考えられるとしております。ただし、ピーク抑制には本来、時期時間帯別の料金設定が理想であり、課税は方策の1つであり、検討に当たっては、電力需給対策の効果を踏まえた必要性や、原発事故に伴う電力料金の動向、復興増税等による国民負担等を十分考慮すべきとしております。

「3 防災都市づくりの財源調達と税制」でございます。

「(1) 財源調達の考え方」では、防災都市づくりの利益は将来世代にも及ぶことなどから、現役世代も将来世代も相応の負担をすべきとしております。また、国と地方の適切な負担配分も必要であるとしております。

恐れ入りますが1枚おめくりいただき、5ページをご覧くださいたいと存じます。

「(2) 課税のあり方」では、地域ごとに課題や施策の性格に応じた課税を行うとともに、特定の税に偏らず、多様な税を組み合わせることが適当とし、地方税による財源調達が必要な場合に考えられるあり方を検討しております。

「4 防災都市づくりと政策支援税制」では、税制の第一義的な役割は財源確保であるが、重要な政策課題についてはポリシー・ミックスのもとに政策減税も考えられること、また、重要課題で

ある建築物の耐震化・不燃化等については、施策、税制を通じて現在も相当の支援がなされていることから、今後の施策拡充の方向性を踏まえ、施策との役割分担を精査し、必要な連携を図るべきとしております。さらに、昼間流入人口の多い大都市圏においては、東日本大震災の状況を踏まえ、帰宅困難者対策が課題であることから、民間において実施される自助を超えるような地域・社会への貢献に対し、支援が必要とされた場合、税制の活用も考えられるとしております。

「第Ⅴ部 その他」でございます。

ここでは、固定資産税の評価・課税の仕組みについては、現行の負担調整措置や政策減税等の効果を検証しつつ、簡素化することが必要としております。また、都市計画税については、地方自治体の裁量を拡大し、自らの判断による税率設定を可能とすることが望ましいとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは審議に入りたいと思いますが、小委員長の立場で〇〇副会長から何か補足することがあればお願ひいたします。

【副会長】 ただ今事務局から説明がありましたように、今回の答申（案）については、ご存じのとおり、平成21年度から3年目でございますので、その間二度の中間報告を行っております。本来であれば、その中間報告を積み重ねて、それをさらに状況の変化に応じて報告していくということになりますが、その状況の変化が大変大きいということがあったわけでございます。この3年目におきましても、議論すべきことが非常に多かったということがございます。

1年目につきましては、諮問にございました分権と環境という観点から、主に地方税体系のことからまず議論を始めまして、それについての議論を十分行っていました。2年目は、環境の中でも特に温暖化対策について非常に時間をとって、答申（案）の充実化を図っていったということでございます。3年目は、ご存じのとおり、東日本大震災がございまして、震災復興・防災都市づくりという課題が新たに加わりましたので、環境の中でもそういった防災都市づくりという面から議論を行う。それから、先ほどもお話がございましたけれども、社会保障・税一体改革が政府から出されて議論が進んでおりますので、それについての見解も当然この答申（案）の中に入れていくということで、いろいろな課題に答えるということを試みたわけでございます。それにつきまして全体として審議をよろしくお願ひしたいと考えております。

【会長】 ありがとうございます。

それでは審議に入ります。

事務局の説明にありましたとおり、この答申（案）は5部構成になっております。Ⅰ部が「税制改革の視点」、Ⅱ部が「税制改革の方向性」、Ⅲ部は「温暖化対策税の検討」、Ⅳ部は「震災復興・防災都市づくりと税制」、Ⅴ部は「その他」となっておりますが、相互に関連する内容もございまして、一括してご審議いただきたいと思ひます。どこからでも構いませんので、ご質問、ご意見のある委員はご発言をいただきたいと思ひます。それではよろしくお願ひいたします。

〇〇委員、よろしくお願ひいたします。

【委員】 着席のままの発言をお許しください。特別区長会会長の〇〇でございます。3点、意見と質問がございます。

1点目は、「税制改革の方向性」の中の「2 地方消費税・消費税」の基本的考え方でございます。基本的にはこのまとめに大きな異論はございませんが、私どもが今後住民に理解を求めていくための2点について、1点は根強くございまして福祉目的税化に対しては、地方消費税のパーセンテージ

の範疇でこういうご意見なのか、全体の消費税がやはり一般財源として国税でも求められるのか、そのことについての説明をもう少し加えていただけないのかなという気がいたします。

それから、最後の震災復興・防災都市づくりと税制でございますが、実は今度は区長会としてではなく私ども荒川区という特定地域、これは品川も墨田も、また大田の一部等々、世田谷もでしょうか、関連してございますが、地域特性に応じた防災対策をやってほしいという東京都知事からの諮問が消防団の運営委員会に対して求められ、私ども、答申案をつくるのですが、この度はそれぞれの地域特性に応じた対応をとるという特記事項がございまして、これでは一括したことはできないという消防庁のご意見もあって、これは批判ではなくて大変結構なことでございますが、実は国交省からお役人が本区に見えまして、荒川区だけの立法も可能だということをおっしゃっているわけでございます。したがって、税制上のことも大事でございますが、地域特性に応じた立法もしくは改正の可能性、そういうものを東京都がリードしていただきたいなと思います。

それから、私、若い頃は都議会議員で財務主税委員長もさせていただきました。ついこの間まで国会議員をやっております、経産副大臣等をやって、環境省と温暖化対策税についての交渉を、どちらかという反対する立場でネゴをした経験がございまして、これは省益とかそういうことだけでなく、東京のように法人二税に大きく依存している地域では、いわゆる産業界の言い分も十分考慮していかなければいけないのではないかというふうに懸念を持っておりますが、以上3点につきまして申し上げた次第であります。よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

これにつきまして小委員長から何かございますか。

【副会長】 最初の消費税及び地方消費税を社会保障目的税とすることについて、この答申（案）でも批判的な見地で書いているわけですが、その範囲についてでございます。社会保障を受給することと消費をたくさんすることとの間に対応関係があるかと言われると、それに直接的な対応関係はないわけですから、論理的に消費税、あるいは地方消費税を社会保障目的税にするという特別の理由はないという意味でございます。そういう面で一般財源ということをおっしゃっております。ただ、ここでは答申（案）ということですので、直接的には地方税の議論をしております。少なくとも地方消費税に限ってはそのことについて小委員の間では意見の相違はございませんでしたので、こういう書き方にさせていただいたということです。国税については、それぞれ小委員の中でもいろいろ意見があるかと思いますが、それについては余り詰めていないというところはございますが、コンセンサスということでこのようにまとめさせていただいたということです。

それから、防災と温暖化対策税につきましては、これは私からも少し申し上げますけれども、分科会長からも後でお願いいたします。

今いただいたのは、ご意見かと思うのですが、確かに防災は税制だけではできない。これは当然のことです。地域特性に応じた防災対策ということで、いわゆる立法といいますか、法律、条例のところでも独自で発揮していくための制度設計が必要であるということは、私もそのように考えております。

それから、温暖化対策税につきましては、これは昨年からずっと細かく議論しているところでございます。中間報告も踏まえておりますので、この総会も経たうえで都税調としての見解は大体こういう形でコンセンサスができてきていると思いますが、産業界の意見について、どうとらえるかということについて、分科会長から何かございましたら、お願いいたします。

【委員】 分科会で取りまとめをさせていただいた立場からお答え申し上げますけれども、温暖

化対策税について、国税でも、実は3月11日に震災があったために、税制改正法案が仕上がっていたにもかかわらず結局審議がストップしてしまって、その後、通っていないのですが、税制全体として、日本の国全体としても、温暖化対策の観点から、こういった税制措置を進めていくことについて一定のコンセンサスがあると考えております。そして1980年代以降、オイルショックを受けて税制のグリーン化が必要であるということについては、世界的にもコンセンサスがあるということです。そういう中で、東京都として、地方税を所管する立場から、やはり何ができるのかということを検討してきたということになります。

そういうベースの上に立って、もちろん企業、特にこの場合、電力に対する課税を考えておりますので、やはり電力多消費型産業、あるいはそういう企業に対しては一定の減免措置その他を考慮する必要があるかと思っておりますけれども、負担のあり方として、今回の震災以降ありますように、何らかの形で電力、あるいはCO₂の排出を抑制した企業や産業に対しては税負担が小さくなる、そうでない企業に対しては税負担が重くなるという形で、削減を誘導していくという方策の1つとして非常に有効な仕組みではないかと考えております。そういう中で過度な負担がある場合には、それが企業活動を抑制するということになるのであれば、それについての一定の減免その他について深く検討していく必要があるのではないかと考えております。

全体的なマクロ上の経済計算、どのような影響があるかについては、実は〇〇専門委員がより詳しく計算をされています。もし補足説明があれば説明をしていただければと思います。

【専門委員】 専門委員を務めております〇〇です。

温暖化対策税の設計が経済にどのくらいの影響があるかということを試算させていただきました。その中で、50ページから参考資料として加えられているのですが、産業界への配慮ということに関しては、この中で例えば炭素の排出量が多い特定の業種に負担がかかるというようなことがないように、ナフサ、鉄鋼・セメント製造用の石炭、コークスの免税など、特定の業種に過度な負担にならないような制度設計というのを検討の中で考慮したというような形になっております。以上です。

【会長】 〇〇委員、小委員会からの意見が開陳されたのですが、付け加えてご意見ございますか。よろしくお願ひいたします。

【委員】 今、学者の方々からのご意見を伺って、理論的な方向としては納得できます。しかし、3月11日以降、冒頭の主税局長からお話があったとおり、法人二税に大きく依存している東京都の税制調査会として、普遍的、客観的な流れというものは仰せのとおりだろうと思うのですが、主税局長もおっしゃったように、ソブリンリスクの問題とか、アメリカの財政の問題とか、リーマンショック以降1兆円の税収減になった東京都の実態とか、それからマレーシア1国分の電気の供給が止まってしまった中で、我々も熱心な節電運動をしてきたわけではありますが、化石燃料に課税をしたりすることは料金アップにつながるということについては一言もおっしゃってなくて、そういう選択が電力会社側と消費者側にあると。これでは少し踏み込みが足りないのではないのかなど。東京都でどういうふうなこれについて取り組むのかということをもっと言うべきではないかと思ひます。

結論として私が申し上げたいことは、産業界の意見をぜひ尊重してほしいというか、もっと聞いてほしい。というのは、こういう不況の中で、東京から海外に、産業空洞化を促進するような税制であってはならない。雇用の問題も含めて、区長会としては雇用研究会を開いて雇用を促進して、社会貢献をした青年を区長会として認定して、中小企業の方々にもご理解いただいて就職のご支援

をしようとか、いろいろなきめ細かいことをやろうとしておるんでございますが、要するに、今、特別な状況ではないかと思うのですね。震災後と、加えて景気の悪化と。しかし、昨日あたり、速報値で年率6%のGDPの上昇が報じられるなど、景気のことについては私は必ずしも玄人ではないのでよくわかりませんが、何かそういう緊急的な状況を加味しての答申であってしかるべきだというふうに思うのでございますが、それだけを感想として申し上げて、発言を終わります。ありがとうございました。

【会長】 貴重なご意見ありがとうございました。〇〇委員のおっしゃることは、非常に重要な論点だろうと思います。十分に考えて、反映させていただきたいと思います。

〇〇特別委員、お願いいたします。

【特別委員】 今、〇〇委員からお話がありましたが、私もそれに関連して申し上げたいと思います。特別委員をさせていただいております都議会公明党の政調会長の〇〇でございます。

私も温暖化対策税について、この温暖化対策という視点に立って税の検討をするというのは、これは大事な視点だと思うのですけれども、この石油、石炭の化石燃料への課税というのは、〇〇委員がおっしゃったように、今の状況をもう少し勘案して慎重に答申を出すべきではないかと思っております。中間報告でも私、この件については意見を申し上げたのですけれども、特に今、製造業については、局長がくしくも冒頭おっしゃっていたのですけれども、六重苦と言われている、これは皆さんご存じだと思うのですが、円高、労働規制、法人税等々の話がある中で、必ず入ってくる六重苦の1つが電力料金ですね。特にこれから日本が勝負していかなければいけない東アジアの国々と比べると、この電力料金は、日本はばか高いわけなのです。これにまた消費段階で企業に課税すると、製造業は、今、空洞化という大きなくくりでおっしゃっていましたけれども、現に私が現場を歩いていて、既にこういう状況を受けて海外に拠点を移している、こういう企業もあります。特に多摩地域は、今日は〇〇市長会会長もいらっしゃっていますが、多摩シリコンバレー構想ということで、これから積極的に電気機器・精密機器製造に力を入れていこうという拠点整備も始めたところですが、そういう矢先にどんどん海外に出ていく。

その中で言われたのは、やっぱりこの六重苦。補助金も大事だけれども、やはりこの六重苦を解消する政策を行政に打ってもらいたいと強く言われたのですね。そういう中で消費に課税して電力料金はがね上がってしまうと、〇〇委員がおっしゃったように、これはもうますます歯止めがかからなくなってしまうだろうと。これだけは、今の状況を本当によく勘案して答申を出さなければ、東京都、何やっているのだという声が現場からわき上がってくるのは、私はもう自明の理だと思っております。

さらに、家庭部門、ここも抑制しなければいけないというのはよくわかります。よくわかりますが、復興財源で、今、所得税を増税しようという流れの中で、今度はさらに電力消費にも課税するということは、家庭部門からもかなりの声が上がると私は見ております。

むしろ、税も大事ですけれども、電力の供給構造を転換していくには、私は大きく3つ、これからやっていかなければいけないだろうと思っております。1つは、答申にも書かれていますけれども、需要の抑制というのが第一だろうと。これは何も課税だけではなくて、省エネという観点からの政策をもっともっと打つべきだと。従来、省エネをやるとGDPは減少すると言われていたのですけれども、例えば今回、エコポイントということで、省エネをやりながらGDPをアップさせる、こういう政策もありました。もっともっとこういうところに知恵を絞って、しっかり省エネということを考えながら電力需要を抑制する。

もう1つは、スマートグリッド社会の構築です。東京都も真剣に考えていますけれども、自立分散型社会をつくっていかねば、いわゆる電力需要の抑制というものはできないだろうと。まず抑制はこの大きな柱でやっていくべきではないかと。

3点目には、火力発電というのはばかにされているのですけれども、むしろ今の状況の火力発電というのは熱効率が悪くて、これはCO₂も排出するしエネルギー供給も落ちている。大体40%弱で、39%台で推移しておりますけれども、むしろこれを60%にする。現にこれは中国電力やJパワーなんかが開発して60%まで熱効率を上げられる電力供給や、この近くでは川崎、品川なんかのLNGを使った火力発電で60%の熱効率を確保できるようになってきております。こういうところにもっと力を入れれば、むしろ熱効率を上げればCO₂も削減できますし、電力供給もアップできるのではないかと。こういうところをもっと力を入れて、税を大上段にかざしてやることは、今の現状にそぐわないのではないかと。これは〇〇委員と同様の考え方でございますので、意見を申し述べさせていただきますと思います。

【会長】 今のご意見に対しまして、小委員長、大変ですが何かご意見があれば、お願いいたします。

【副会長】 答申(案)全体は、温暖化対策税に関して詳しく議論しております。いわゆる歳出面といいますか、あるいは税制以外の政策がメインであるというご意見かと思いますが、税制調査会としては余り詳しく踏み込んでおりませんが、それについて言及しているところもあります。しかし、当然のことながら歳出というのは歳入が必要でございますので、では、その歳入をどこから持ってくるのか、あるいは東京都が借金を増やしてもいいのかという議論になってきます。そういったときに、歳出面の政策と、それから歳入面の政策を組み合わせる必要があるだろうと私は考えております。

【会長】 〇〇委員、何かございますか。

【委員】 皆様に幾つかの疑問とご意見をいただいて、ありがとうございます。

タイミングといいますか、今の状況下でこういった提案をするのがどうかということは全く、そういう側面があるかと思えます。〇〇委員含めて普遍的な論理としてはいいけれども、現在のこの状況で新たな負担を課すということは非常に問題ではないかということかと思えます。

ここで想定しているような負担を課したときに、例えば都内の事業所、家庭にどれぐらいの負担があるのかを実は細かく計算しているわけではございませんので、そういう意味では我々が思っている以上にインパクトがある可能性もあるかもしれません。そういう意味では慎重な検討をすべきだということはおっしゃるとおりと思えます。ただ、我々としては、そこまで行く前の段階で、制度として社会で要請されていることとして東京都が提案できることは何かということで、分科会で研究者を中心になるべくベストな案を出してみたいという思いがあったということでございます。それを社会に出していくときにどういう影響があるのかは、当然また考慮しなければいけないことかというふうに思えます。

それから、ご提案いただいた考え方は、個人的には全くその通りだと思っております、需要抑制とスマートグリッド、それから火力発電。とりわけ東京都で知事もおっしゃっている天然ガス、恐らくいわゆる高効率の発電所の建設ですね。こういったことは、いずれも恐らく今起きてきている問題を乗り切っていくには非常に重要な視点かと思えます。

我々としては、副会長もおっしゃっていることですが、財源をどうするのかということも若干頭にはありまして、こういった環境税的なものというのは、1つは需要抑制の手段でありピークカット

卜の手段であって、政策手段として考えている。これは他の政策手段と比較して本当に税は有効なのかということを考えなければいけないというのが1点あります。もう1つは、何らかの形でこの社会をより分散型電源に切りかえていく、省エネを促していく、そういったインフラをつくっていく財源をどこからどうやって調達してくるかを考えた場合に、電気に応じて課税することが負担のあり方としては公平ではないのかと。電力をたくさん使用する人が相対的に負担をしていくことが公平ではないかという考え方もあるという観点から、このような提案をさせていただいたこととでございます。ただ、それが逆進的であったり産業に対して大きな影響を与えたりする部分について、さらに検討すべきだというご指摘は全くその通りかというふうに思います。ありがとうございました。

【会長】 税というのは納税者の納得が一番重要であり、この辺はご指摘の通りだろうと思います。〇〇委員がおっしゃられた産業界が納得できるような税の方向性なのかというようなことも、やはり納税者の納得という観点から考慮しなくてはいけないのだろうと思います。

それから、今の状況についてどのように考えるのかといったときに、小委員会でも、委員の中に二通りの考え方がございました。一つは非常事態だから、それに対応した考え方を示すべきではないかというご意見です。ところが、もう一方に、200年、300年に1回の事柄については臨時にしっかりと対応すればいいと。それがこの都の税制調査会で求められていることなのかというのと、そうではなくて、それは別途、別のところで手厚く対応すべきではないかと。税制調査会としては税の基本的なあり方を淡々と示したらどうかと、こういうようなご意見もあったのは事実です。

その中で、これまで過去2年間にわたって、昨年度の中間報告のときにも出てきましたが、当然それは3・11の前でございますので、こうした税制のグリーン化という方向は望ましいのではないかと。ところが、総会でもご意見がございまして、それは今の経済状況のもとで、こうした方向性が本当に固まっているということではないのではないかと。だからオプションの1つという形で考えるということも確認されて、今回来ているわけでございます。そういう点では、今、両委員がおっしゃられたことは、今後、短い期間ですけれども答申を最終的にまとめ、どのように反映させるかということとは十分考えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

それでは〇〇特別委員、よろしく願いいたします。

【特別委員】 この案をおまとめになられた正副会長には大変敬意を表するわけですが、全体を通じて率直に申し上げたいのは、ほとんどの部分で増税に対する言及なのですね。それで私は、答申(案)に対しては、そういう意味では非常に違和感を感じるのです。

最初に国民に負担増の理解を求めることが必要と。それはもう当然のことで、社会の需要に対しての税の負担のあり方というものは、当然これから上がっていくだろうというのはみんなおぼろげながら多分分かっていると思うのですよ。しかし、今回のこの答申を見ると、最初に個人所得税の所得再分配機能の回復ということがあって、その次に、消費税の税率の引上げを具体的に議論すべきだと。そしてその下には個人住民税に対しての、これまた所得再分配機能の回復と、給与所得控除の上限設定、金融資産所得課税のあり方も検討と。これは、我々が考えている基本的な税の項目に対して、すべてにおいていわゆる増税をしようという考え方だろうというふうに思うのですね。

今、国で議論されていることは、当然消費税の増税であったり、税全体の税収増を、税制をいって増税をしていくことによって税収を上げていこうという考え方で多分政府は進んでいますので、日本の地方自治体の中で中心の役割を果たしている東京都税制調査会がこういう答申をもしお出しになられるとすれば、それは国の増税路線に拍車をかけるというふうに私は思います。

さらに申し上げれば、何回か前の税制調査会の中で勉強会があって、これから増税、特に消費税の問題を論じていくときに、いわゆるトーゴーサンとかクロヨンとか、そもそも負担をしなければならないものがなかなか負担されていないというデータが日本はなかなか出てこないのだと。そこにやはり踏み込まないといけないのではないかという議論が勉強会であったように記憶をしていますが、そのことに対する言及もありませんし、そういう意味では公平性ということが幾つか出ていますけれども、公平性の議論とともに、税の負担のあり方というのは議論されるべきであって、余りにも目指すべき国家の方向性というか、国のあり方について、私個人と余りにもかけ離れているという気がしてなりません。

それともう1つは、国の税制のあり方を考える中では、全くこの中には言及をされていませんが、相続税の問題というのは、やはりこれは言及をしておかなければいけないのではないかなと思います。特に防災都市づくりの考え方では、例えば私の地元もそうですけれども、木造住宅密集地域というのがありますが、ここの木密解消のためには法改正がどうしても必要なのですね。その1つは、やはり私は相続税対策だと思いますし、これから東京が例えば自然地を残していこうとか、あるいは屋敷林を残していこうという時の税のあり方というのは、やはり相続税の問題にかかわってくると思いますので、相続税に対する言及をぜひどこかに入れていただけないものかなと思います。

それから、先ほど電力需要の問題がありましたけれども、時間帯別料金設定の問題ですが、この時間帯のいわゆるピーク抑制のために、税を活用するというのが1つの方策だというふうに書いてありますけれども、これは税を活用する以前に、先ほど〇〇特別委員からもありましたけれども、スマートグリッド、スマートメーターというのがもう既に開発をされていて、消費者の意向によってピーク時カットができるという仕組みがあるわけですから、そこに税の問題を持ち込むというのはどうなのかなという気がしてなりません。

ですから、私は、全体を通じて今回のこの答申がこれほど、増税が必要だということはみんなが理解をしていますが、必要だという理解の中でどこまで増税というものを打ち出していくのかという時に、余りにも偏り過ぎているのではないかという気がしてなりません。ですから、申し訳ないのですけれども、そういう意味では少し、これは余りにも増税、増税ということを言い過ぎない方が、私は将来の東京都にとってはいいのではないかということをお願いしたいと思います。私の意見であります。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それではまた、小委員長、お願いいたします。

【副会長】 幾つか重要なご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

1つは、全体の基調として増税色が強いのではないかというご意見かと思えます。これは先ほど主税局長のご挨拶にもあったかと思えますが、現在、社会保障・税一体改革について日本では議論しているわけですが、先進国全体としましては、ソブリンリスクの問題をはじめとして、いろいろな国で財政状況が逼迫して大変な混乱が起きているという状況でございます。日本は、相対的にそれが余り見えていない状況にあり、ですから円高が進むというような状況が起きているわけです。しかし、厳然とした事実としては、日本が実は一番大きい借金国であるということもあるわけでございます。

そうしたときに、先ほどもお話ございましたが、税制調査会、あるいは東京都の税制調査会として、中期的な面も含めて今後の税制の方向をどう見るかということについて、ただ今〇〇特別委員も言われたとおり、増税になっていくのではないだろうかということは何となくみんなが感じて

いるのだけれども、それがどういう方向かわからない。しかし、それについて東京都の税制調査会としては、考え得ることについては、むしろはっきり問題提起をすべきではないかという意識もございませう。そういう将来像を含めた問題提起という意味で、この答申（案）をつくらせていただいているということでございます。

それから、所得の捕捉率の向上につきましては、これは国、地方を通じて所得の捕捉率の向上をさせなければいけないということは当然のことでございますが、それについての言及がもし弱いということであれば、それは確かに何らかの言及をすることが必要ではないかと思っております。

それから、相続税については、実は小委員会の中でも議論がございました。ただ、相続税というのは、ご存じのとおり国税でございますので、それについて、地方税の中に取り込んでいくという意見も一部あったのですが、そこまではコンセンサスがとれなかったもので、地方税、税制改革論としての答申の中には、相続税についての言及は直接は入っていないということです。相続税に対する考え方も人によってそれぞれでございまして、小委員の中には、土地建物に関する相続税的な税を地方税で強化すべきであるというご意見もございましたし、いや、むしろ相続税というのは国税であるべきだから、地方は余りそれについて直接言及すべきではないという方もいらっしゃいましたので、答申（案）では直接余り言及されていないというところではございます。

それから、ピークカット税制が必要か、あるいは有効かということについては、これは〇〇委員からお願いします。

【委員】 〇〇特別委員からご指摘いただいた点、その通りでして、スマートメーターを入れることができれば、もちろんそれが一番時間帯別で電力消費量を把握できますので、ピークのときに電力料金を高くして、それ以外を低くするという操作をすることによって一定程度ピークカット効果が見込まれるというふうに思います。

ただ、我々の中で実は議論になったのですが、やはり現行の状況ではスマートメーターについては各ご家庭、あるいは企業のご負担で設置するというスタンスを電力会社はとっておりまして、電力会社負担ではないために、メーターをつけるために1万円というふうに聞いたことがございませうけれども、どうしてもそれを払いたくないということから、なかなか設置が進んでいないという状況はございませう。法的に義務化するなり、相当財源措置をとって国が補助するなりしない限り、なかなかメーターの設置が進まない中で、ピーク料金をやるのは現実には難しいだろうということですね。

それからもう1つは、電力会社の側になかなか需要抑制へのインセンティブが働かない。つまり、これは売上を落としてしまいますので収益減になるというところから、なかなか電力会社の側で進んでスマートメーターをつけてもらって、需要を減らすというふうに働きかけることが少なくともこれまででは行われなかったということがございませう。いわば次善の策として、税制でやりますと、メーターをつけていようがつけていまいが一斉に影響を及ぼすことができるであろうということなので、そういう中で1つは次善の策としてアンペアを落とすための措置、アンペアを落としてもらうよう誘導するかけ方、それから、これはピーク料金にかわる大口の需要家に対する第3段階の料金部分に対する超過課税のような形をとって、ピークの需要抑制を図ることができるのではないかといいことですね。そのピークカット効果が、スマートメーターをつけてピーク料金にした場合と比べて、それほど効果は大きくないのではないかと、効果的でないのではないかといいふうには言われますと、それはそうかもしれないというふうに思います。ただ、現状ではベストの政策ができない中で、次善の策としての税制活用ということをご提案させていただきますと、このような姿になる

のではないかとということで書かせていただきました。以上でございます。

【会長】 はい、どうぞ。

【特別委員】 今回のスマートメーターの話ですけれども、そういう考え方はよくわかるのですが、それで課税ということになれば目的税化をすべきであって、目的税にしてスマートメーターをつけるための補助制度にそれを振り替えていくとか、それだったら国民的な理解は得られるのではないかなという感じはします。ですから、そういういろいろなじり方の中で、この税があるということが分かれば、それはそれで私はいいと思います。

全体としてのお話をさせていただきましたが、相続税問題については、この諮問の中には国・地方を通じた税制のあり方と書いてありますので、そういう意味で国の税制まで踏み込んでこの中にも書いてありますから、ぜひそれはどこかで取り扱っていただけないかなという希望があります。それは特に防災のところで、やはり木密解消のためには、相続税対策というのは死活的に私は大事だと思っていますから、ぜひそれはお願いしたいと思います。

私の意見、少しこの答申に反するようなことを言いましたけれども、全体として増税を強調するということに対しての違和感という意味で申し上げただけで、ですから、これからの社会のニーズの中で税負担が上がっていくというのは、これはある意味でみんなわかっていることだと思います。先ほどそれも申し上げました。ですから、その意味で〇〇副会長から先ほどのお話があって、負担感の公平性ということをごまかにもう少し書き加えていただくと、よりいい答申になるのではないかなと。その意味で先ほどの1つの例ですけれども、トーゴーサン、クロヨンの問題もそうですし、それからどういう国家を目指していくかということによって税のあり方というのは当然変わってくるわけですから、その意味で地方自治体が答申をするものというのは、おのずと限界があるのだろうと思います。

しかしながら、税の問題というのは、国民的にはこれから非常に負担が増えていくのではないかなという恐怖感がある中で、それをいかに納得させるかということがむしろ大事なところだと思いますから、その辺はもう少し丁寧に説明をしていただくことが必要かなと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

【会長】 貴重なご意見ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、〇〇特別委員、お願いします。

【特別委員】 まず、この答申（案）の取りまとめ、本当にお疲れさまでございます。先ほどの会長の発言にもございましたけれども、中長期的な視点に立った上での答申の内容ということでまとめさせていただきます。そうした中で今後の東京のあり方を考えていく際の一助になるものかなというふうには受けとめさせていただいております。

1点申し上げたいことがあるのですけれども、特に再生可能エネルギーに関する部分、温暖化対策税のところですが、これまでの調査会の中でも、インセンティブの効き方ということに関しては、特に消費者の段階で余り効果がないのではないかな、むしろ必要な施策に応じて、その財源を確保するという視点が大切なのではないかなということをお知らせさせていただきました。実際、電力も今回大きく取り上げていただいておりますけれども、電力料金も震災前のことを考えてみましても、細かく上がったりがったりはしているわけですが、それによって需要動向が変化していたかといえば、恐らくそういうことは言えないだろうと思うわけでありまして、また、震災後で言いましても、電力料金が上がったわけですが、それがインセンティブになって節電が進んだかということ、そうではなくて、むしろ節電に目いっぱい取り組んだ結果、電力料金は上がっ

ていたのだけれども、同月前年比と比べまして下がっていたから全然そんなことは気づかなかったといったような声も多く聞くわけでございます。そういう意味でいえば、インセンティブは、実際の効果という点ではやはりなかなかこれを大きく見込むことはできないのだろうと思うわけでございます。

もちろん、ここは東京都の税制調査会でございますので、国税とは違う地方税としての温暖化対策税のあり方を考えるに際して、川上よりもより川下部分に着目した理論構築をしていかなければいけないといったようなことは重々承知しているわけではございますけれども、それを考え合わせても、ある種やはり財源をきちんと確保していく、温暖化対策、あるいは別のこともわかりませんが、そういったものに対する財源との見合いできちんと制度設計していくといったような視点というのは、きちんと入れておかなければいけないのではないかなと思うわけでございます。

もう1点ですけれども、インセンティブを働かせるということであると、CO₂の排出係数の取り扱いというものが制度設計上、結構大きなインパクトを及ぼすのではないかなと思うわけでございます。今、東京都の排出量取引制度の中でも、例えばこういった中でも全電源平均の係数というものが取り入れられているわけでございますけれども、ピークカットをする、あるいはマージナル電源になっている火力の部分に対して、より効き目を大きくしていくというようなことになってきますと、この排出係数をよりきめ細かく設定していく、再生可能エネルギーの導入を促していく、あるいは排出係数の少ない電力の導入を促していくといった制度設計にしていく方が、より世の中の動向を導いていくという点では重要なポイントなのではないかなと考えておりますので、この点、小委員会等で議論があれば、その様子等をお聞かせいただければと思います。

2点、よろしく申し上げます。

【会長】 では、この点については〇〇委員から、お願いいたします。

【委員】 では、まず1点目のインセンティブに関しての考え方ということですが、これは私たちも実は悩ましい点でして、これについては学者用語で言うと弾力性という考え方がありまして、価格を上げたらどのぐらい需要が変化するかという考え方ですけれども、これについていろんな研究がございます。〇〇特別委員がおっしゃったように、実は価格を少々上げたところでそんなに需要が減らないのではないかという研究があるのも事実です。ただ、短期ではそう簡単に反応しなくても、長期では、その反応というのは大きくなるか、そういったことについて、実は〇〇専門委員がより詳しいので、2番目、3番目については私の方で引き取らせていただくことにしまして、〇〇専門委員から少しお答えをさせていただきたいと思っております。

【専門委員】 今の〇〇特別委員からの質問に答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、家庭によっては、実は電気料金が上がっていたことは知らないというような方もたくさんいらっしゃるということはあるかと思っております。実際にインセンティブというのは、家庭で確かに削減効果が弱くて、産業部門で強いというのが経済学の分野ではこれまでの研究成果として指摘されております。それでも長期的に見ますと、日本でいうと、例えば1%こういった燃料が上がることによって、大体0.2%ぐらい削減されるのではないかということがあります。地域差もありまして、電力料金の値上げに対して非常に敏感な地域と割とそうでもない地域等もありますが、長期的にはだんだんと減っていくというような効果はあるのではないかというのが学会で蓄積されてきた研究です。

この答申(案)の中に参考資料として入っている試算でも、大体炭素トン当たり7,000円ぐらいかけた場合に全体で2.9%ぐらい削減されるだろう。炭素トン当たり7,000円という仮

の数字の場合です。その場合に、先ほど〇〇委員から経済影響へのご懸念が示されましたけれども、GDPに関していうと、程度としては0.1%ぐらいの影響ではないかというのが、ここで一応試算結果の一例としてお示ししているところです。

それから、むしろほかのインセンティブがあるのではないか。例えば先ほどエコポイントのほうが重要ではないかというようなお話もありましたけれども、そういったことをするためにもおそらく財源が必要となり、そのための税という考え方もあり得ると思います。ただ、我々の分科会では、財源まで踏み込んでおりませんので、とりあえずかけるところで削減効果がどの程度かというところまでしか検討はしておりません。もちろん、その使い方によって、エコポイントのような非常に効果的な使い方をすれば、経済にもむしろプラスがあるかもしれませんし、その辺のところは検討できていないというところでございます。

【委員】 今回の大震災で課税するよりも何よりも前に、人々の意識が一挙に変わったことによって、一挙に省エネが進んだ、節電が進んだという、実際、特に東京電力管内の皆様方におかれては相当な努力をされたと伺っていますし、そういうことを鑑みますと、価格よりも実際にそのような人々の意識の変化のほうがより効果的かという部分はあるかと思えます。〇〇特別委員のご指摘のように、むしろそういう人々の意識の変化をとらえて、そういう人々の節電行動がよりやりやすくなるようなインフラ整備を後押しするのが都の役割で、それを財源でもってやるという考え方ももちろんあり得るかというふうに思います。

それから、係数の問題につきましては、おっしゃるとおりでして、我々も実は係数を電源ごとに変えるべきではないかという検討もいたしました。ただ、今の問題で特に家庭の場合に難しいのは、いわゆる電力自由化、小売自由化と言いますが、これがなされていないので、例えばヨーロッパであれば、家庭ごとに電源を自分で選択できるということがありまして、私たちは火力や原子力よりも再生可能エネルギーの電気を買いたいと言えば、売電会社が仲介して直接発電会社と渡り合って契約してくれる。こういう場合、自分は再生可能エネルギーを買っているということがわかりますので、その人たちに対しては、こういう課税を減免するということはあり得ると思えますね。

しかし、現状では、東京電力管内では東京電力が持っている電源で送られてくるものを受けないので、なかなか課税にしても差別化しにくいという問題がどうしても出てきてしまいます。全国制度として考える場合は、やれるとすれば電力会社ごとに電源構成が異なり、排出係数も違いますので、それに応じて変えていくというのでしょうか、そうすると、自由化されている大口の企業レベルでは、東京電力は排出係数が高いのでほかにとか、こういうことは一応可能にはなってきます。家庭でいえば、グリーン電力購入制度というものがございまして、遠隔地で発電された、証書に書かれたものを買っているようなご家庭は、それを示せば、それを考慮しますということぐらいなら可能かなというふうに思いますけれども、そういう問題があるということでございます。

【会長】 〇〇委員。

【委員】 ただ今の〇〇先生のお話を承っていて、そこまで仰せになるならば、私は誤解のないように申し上げますが、地球温暖化に対しては国際会議の日本政府代表の調印者になって、京都議定書に加わらなかったアメリカを批判するような会議をアメリカも加えて主催して、それがもういよいよ10年目になる。炭素隔離のあの時の政府代表でありましたから、人一倍熱心だという自負はあるのです。その前提で聞いていただきたいのですが、税によってコントロールするというのが、ここは税制調査会だからやむを得ないのかもしれませんが、しかし、今の質疑のようなことになれば、グリーン購入方式等についてお触れになったり、または先ほど〇〇先生が仰せになったような

スマートグリッド、〇〇先生からもそれが出た。こういうことがあるのですから、ライフスタイルを納税者である都民の方々に変えていただく努力をしていくということにも一言触れていただきたいなと思うのです。

もう最後に、本当に手短にしますが、今回、子どもは数少ない計画停電地域に、お隣の足立区と荒川区になって、東京電力の副社長がとんでもない発言をして、重要でない地域から消していくということを言ったために、私は東電と大げんかをしたのです。その結果、節電運動の時に、私の提案で東京電力が調査をしたときに、請求書に前年前月の電力量が明示されていて、それに比べて当月が2割以上削減した人に区の財源でご褒美を出して、例えば今、私も持っていますけれども、携帯電話に充電ができる器械とか、太陽光に由来するものとか、そういう努力を一生懸命やってライフスタイルを変えて、私も今小まめに電気を切りますし、いろんなことを努力しているのですが、そういうことで随分効果があるのですよね。

それともう1点は、休日だとか夜間の電力は、少し使っても、企業がお休みであったり、オフィスがお休みであったりするので、そういうような例えばオフィスに対しての情報供給だとか、全体に対してこの時間は大丈夫というようなことを、区長会としても東京電力に発表してほしいということを、世田谷区長さんあたりからの提案を受けて一生懸命やっているのですが、それには4億円かかるとか何だかんだと言って東電は逃げているのですよ。だから、私が産業界、産業界と申し上げるのは、地球温暖化はどうでもいいと言っていないのです。もっと総合的に、雇用の問題とか税収の問題とか、東京都税制調査会で考えて、私が自民党の政調会長をかつてやっていたときには、国に向かって東京都は富裕団体ではないのだと、こんなに節減して支出も厳格にやって、都議会議員の方々のいろんなことも削って今日までやってきているのだと。それを一方的に富裕だ富裕だと言うことはけしからんということで、東京都も産業界も一致して、当時の大蔵省に戦いを挑んできた経緯があるのですよ。それは今でも同じだと思うのですね。

したがって、ぜひ私どもとしては、国税の中でも踏み込んで、先ほどの相続税は、〇〇さんのお父さんと私は都議会議員で一緒でしたけれども、そのころからの議論ですよ。だから、防災まちづくりをやったり、もっと言えば、親亡き後の障害児の方々のバックアップをするためにも、相続税というものはとても大事なのですよね。固定資産税だって同じですよ。そんなことがいろいろあって、東京都は都市計画税を減免して固定資産税の上がりを抑えようとしたり、主税局もご苦労されているのですよ。だから、もっと国に、そういう意味の税源の配分を求めるということは、ここでは都税調としてははっきり言うべきではないかということをお願いしたい。長くなりましたけれども、すみません。

【会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、〇〇特別委員。

【特別委員】 どうも先ほどはご答えありがとうございました。

インセンティブの効き具合ということではいいですと、ここの参考資料にも確かに載せていただいているとおもいますが、ただ、例えば東京都の中も、25%の削減を目標とするとか、あるいはもっと中長期的には50%だとか70%削減していかなければいけないという議論があったり、そういうものと比べますと、やはり効果はどうしても、インセンティブということでとらえれば、微小なもの、限定的なものにとどまるのではないかということを感じるわけがあります。

そういったことを考え合わせますと、例えば身近な議論でいえば、LED照明にするとか、あるいはスマートグリッドみたいなもの、あるいはエネルギー構造そのものを変えていくといったよう

なことにつなげていくには、やはりインセンティブ効果よりも、むしろ何かをやっていく、その財源の手当てをしていくといったことというのが非常に重要になってくるのかなと思うわけでございます。そうしたことで、エネルギー関係に強い国ということができれば、これはとりもなおさず産業基盤の強化にもつながっていくわけでございますから、そうした視点というものをぜひ盛り込んでいただきたいなというのが1点でございます。

係数の関係でいいますと、確かに特に一般家庭では、なかなか選択ができる状況では現在のところないということでございますので、全電源平均でというのは、現在の状況を前提にする限りはやはりその通りかなという印象はありますが、今回の震災を受けまして、例えば東京都でも、分散型の電源配置を進めていくといったことも、東京都の政策として進めていこうと打ち出しているわけでございまして、そういったことを進めていくためには、やはり現状よりお金がかかる話には当然なってくるわけでございますので、それこそまさに専門委員もおっしゃられたように、大口のところであればより効果は大きいですから、そういったものを進めていくために、ほかの都の施策としっかりと連動しながら、この税のあり方というものが動いていくといった形をぜひつくっていただきたいなと思う次第であります。以上です。

【会長】 ありがとうございます。ほかにどなたかご意見はございますか。それでは、〇〇委員、お願いします。

【委員】 各委員からのご議論を拝聴いたしました。今回の平成23年度東京都税制調査会の答申(案)、会長を初め小委員会の委員さんも含めまして、大変ご苦労があったということで感謝を申し上げたいと思っております。

拝見いたしまして、税制改革の視点や方向性、温暖化対策税、あるいはまた震災復興・防災都市づくりと税制というような観点でまとめられているわけでありますけれども、税制というのは余り基本的に変えてはいけないう恒久的なもの、あるいはまた長期的なスパン、中期的なスパン、臨時的なものがあるのでしょうかけれども、やはり税制となると、恒久的、あるいはまた基本的、長期的なところで税制というものは考えないと、国民も困りますし、自治体も困るというような状況でございます。特に昨今では国も地方も大変財政難にあえいているという中で、国も、自動車関係の重量税だとか、あるいはまた取得税について廃止するなんていうような動きもありました。そしてまた、子ども手当、児童手当の関係のこともありました。この関係については、地方自治体としては負担増になるということで非常に困っている状況であります。

全国市長会でも、税制改正に向けていろんな取組をしているわけでございますけれども、やはり私どもとすれば、国の役割、あるいはまた地方自治体の役割、都道府県の役割、いろいろあるわけでございまして、それに見合ったような、また自主、自立的に運営ができるような税制を確立しなくてはならないと思っておるわけでございます。そのための財源確保のためにいろんな取組をしているわけでありますが、この辺は基本的なことと中長期的なことと区切って考えて、しっかりとした税制をやっていかななくてはならないのではないかと私は思っておるわけでございます。この財源確保といえますか、国と地方のあり方が一番の問題、国のあり方の問題も先ほど議論の中にございましたが、これがはっきりしない中で、ああだこうだなんて言っても、絵にかいた餅になるのではないかという心配もするわけであります。真剣なご議論をされている中で、こういう発言は余り好ましくはないわけでありますけれども、首長として、あるいはまた国民として、しっかりとした納得できるような——国民が納得といっても、なかなか万民が納得というわけにはまいりません。

しからば、やはり国のあり方、また自治体のあり方、こういうことが明確に出て、恒久的、ある

いはまた長期的、中期的、そしてまたそれ相応、時代時代の税制というものを分けて考えた方がいいのではないかなと思っております。そういう点からいきますと、今回の調査会の答申（案）につきましては、視点とか、あるいはまた税制改革の方向性の基本的な考え方については、私といたしましてはある程度納得をいたしておるところでございます。皆様方の取りまとめに対しまして本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。時代がいろいろな面で、政治の面も動いているようでございますので、大変だと思いますけれども、ともに勉強し、いい国づくり、いい都づくり、またまちづくりに努力をしていかななくてはならないなということを意見として申し上げて、皆様方への御礼の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

【会長】 どうもありがとうございました。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 先ほど特別委員の方から、この答申（案）が増税含みではないかということで、今の経済情勢なり、国の増税路線の中で適当かどうかというお話があったわけですが、一方において、私どもの議論の中心は地方の税源をどうやって充実するかということがあるわけですし、そういう観点からの議論があったということをご理解いただきたいと思っております。

そういう中で、今の税制改正の動向を見ますと、国の税制調査会で税制問題が議論される場合に、国税が中心であって、地方税の議論というのはそんなに重点が置かれていないのではないかと私は思っております。そういう意味において、地方の自主財源をどうやって充実していくかという場合には、やはり税制調査会で議論する前に、地方の意見というものを十分反映させるようなシステムが必要だろうと私は思っております。そういう中で今年の5月に国と地方の協議の場というシステムができたわけでありまして、私は、このシステムを使って地方の自主財源の増強について意見を述べ、税制調査会の中で地方税源の充実ということを十分議論されるべきだと思っております。大事なことは、やはり国と地方を通じて国民の税負担率がいかにあるべきかということが議論をされて、その中で地方税としてはどうあるべきかという議論がないと、国税が先に行ってしまう、いつも地方税が後になって、地方の税源がなかなか充実されないという現実を変えていかなければいけないのではないかと私は思っております。

【会長】 ありがとうございます。では、ほかに。〇〇委員、お願いします。

【委員】 特別委員の方々からいろいろご意見をいただきまして、ありがとうございました。

私ども、3年間のまとめということだったのですが、3・11の大震災がございまして、大きく世の中が動くという中での答申でございましたので、特に防災都市づくりの辺りというのは、3・11後の東京都の税制の答申としては、当然それを入れるべきであろうということで入れさせていただいたものでございます。

先ほど増税というお話がございましたけれども、ポリシー・ミックスといいますか、政策減税など、そういう形のアプローチも防災都市づくりにはあるということも書かせていただいております。今、〇〇委員からございましたように、国と地方との関係で大きな税制のあり方というのがまた動いてくるとは思いますが、この大震災を受けて、防災に対し東京都として取り組むべきことというのは、東京都としてきちんとやっていかなければいけないのではないかと意識は持っております。

また、時間的に3・11の後、11月までの間ということで若干限界はあったかなと思うのですが、東京都として大事なことでございますので、今後さらに検討いただければと思っております。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。〇〇特別委員、せっかくの機会でございますので、ご意見を頂戴できたらと思います。

【特別委員】 今回、先ほどお話がありましたように、震災以降でこれだけ取りまとめをされたということに、まず委員の皆様にご敬意を表したいと思います。また、取りまとめられたこの案につきましては、私は大変時宜を得たものになっているのではないかと考えております。

1点、先ほど〇〇委員からも少しお話がありましたけれども、自動車取得税、重量税等々についての議論が小委員会であったのかどうか。また、これは恐らく消費税の増税とあわせて地方分の件も含めて、兼ね合ってくる話だと思えますし、この間、二重課税という指摘もあるやに聞いております。その辺りの議論があったかどうか、お聞かせをいただきたいと思えます。

【副会長】 自動車取得税については、もちろん自動車に対する一種の消費税的なものという考え方もありますが、自動車関係税は保有段階だけではなく、取得段階であるとか、いろいろな段階で、あるいは燃料にもいろいろな形で課税されているわけでございます。そういう両方の面の考慮が必要かと思えます。

ただ、自動車取得税について、この議論の段階で、例えばこれを廃止すべきだとか、あるいは存置すべきだという深い議論を行ったわけではございません。全体としては、自動車関係税については当面の水準を保持するという形での議論だったと思えます。その中で自動車税のECO化という点について48ページから49ページにかけて書いてありますが、そういったレベルでの議論だったかと思えます。

自動車に関して分科会の方で何かありましたら、お願いします。

【委員】 以前から、〇〇特別委員ご指摘のとおり、二重課税といえますか、二重負担の問題、それから自動車業界からはずっとこれを廃止すべきだという議論がございました。取得税というのは、もともと起源をたどっていくと、どうも公道を走る上での免許を得ることの対価ということで、自動車取得段階で1回限りで課税されるものとなっていると聞いております。ですから、応益というか、対価ですね。しかし、購入段階で1回限りのものですので、どうしても価格に上乗せのようになってきて、見かけ上高くなるということで、自動車購入に対するディスインセンティブであるという議論がございました。

一方で、これをエコカー減税のための政策として大いに使ってきたことも事実でして、ここにもございますように、エコカー減税の適用になれば、大幅に割り引かれることで、一時期はこれで大いに業界が潤った部分もございまして、そういう意味で財源としてだけではなくて、政策手段としてこういったものを置いておくべきだという議論も一方であり得ると思うのです。下げれば一時的に確かに購入意欲を引き上げる効果はあるかもしれませんが、そのうちなくなってしまうのかなと個人的には思いますが、エコカーへだんだんとメーカーに移動していってもらうための仕掛けとして、こういうものを残しておくのも1つの考えかなと。これはあくまでも個人的な意見でございます。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

大分厳しいご意見を頂戴して、委員、特別委員の皆様から頂いたご意見をこれからどのように反映させていくかということ、短い時間でございますが、少し考えさせていただきたいと思えます。税制のあり方を議論するときに、政策税制という観点で、やはりポリシー・ミックスの観点もあるのでしょうかけれども、いわゆる租税特別措置等、あるいは減免というルートで支援していくやり方と、直接の財政支出ということでいろいろな補助金を出していくやり方など、いろいろあろうと思

うのです。けれども、財政の支出側については、都税調といたしましては、そこに踏み込むことはなるべく、これがいいかどうか、いろいろご意見があろうかと思いますが、例えば防災都市づくりにいたしましても、どういう具体的な青写真が考えられるのかによって、先ほどもご意見がございましたように、木造住宅密集地域の問題、そういうような問題にどのように取り組むのかという大きな青写真ができてから、また、そのためにどういう財源調達、税制を通じた財政的な支援ができるのかということは、次の段階でやはり重要な問題になってくるのではないかと思います。

それから、相続税のあり方につきましては、私の知る限りでは、今期のこの都税調だけではなくて、〇〇先生が会長であった前期、前々期もあがっております。そういう相続税のあり方について、あるいは表現といたしましては、その他のところ、71ページにもあるのですけれども、不動産の無償取得に対する地方税というようなニュアンスで、これも委員の中で意見が分かれたもので、相続税というような言葉を明示的に示すことを、この取りまとめの前段階でやりました。素案の中には相続税という言葉もあって、特別委員がおっしゃられたような形で、国のあり方に対して一歩踏み込むような書きぶりだったのですが、それをこうした穏やかな表現にしたことも事実でございます。

いずれにしましても、現下の短期的な対応を税制としてどこまでできるのかということと同時に、中長期的な税制のあるべき姿をどこかで示したいということは、恐らく小委員会で先生方が一生懸命考えてくださって取りまとめていただけたのではないかと思います。それにいたしましても、大変貴重なご意見を委員各位から頂戴いたしましたので、今後、短い時間ですが、分科会長である〇〇先生、それから副会長でもある〇〇先生ともご相談させていただいて、早急に私と事務局も含めまして、答申の最終案を作成して、次回の調査会に提出させていただきたいと思いますが、それではよろしくございましょうか。（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

【委員】 私も賛成でございますが、運営上のことで意見を申し上げます。

先ほどから会長も、そのほかの委員の先生も、特別委員と仰せになって、規約上、特別委員は都議会議員で、議決権、審議権をお持ちの方々です。一般委員として私は参加しているのですが、特別委員のご意見を尊重しということを再三にわたって仰せになりましたけれども、私どもの意見は今後何を申し上げてもお取り上げいただけないということでしょうか。

【会長】 私の粗相でございます。以後気をつけますので、ご寛容いただきたいと思います。

それでは、事務局から次回の日程の説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 次回第3回の調査会は、11月22日、来週の火曜日、午前10時10分から、このS6会議室で開催させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【会長】 以上をもちまして、第2回東京都税制調査会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。

——了——